

第1 介護保険サービス契約のモデル案の改訂にあたって

1. 改訂の趣旨

- (1) 2000年（平成12年）4月に介護保険が施行されてから、8年が経とうとしています。この間、2回にわたり介護報酬等の改訂があり、さらに法改正で地域包括支援センターが設置され、高齢者の権利擁護が必須業務となりました。特別養護老人ホーム等ではホテルコストと称する食事、宿泊代などの自己負担などの改正がありました。
- (2) また、2001年（平成13年）から消費者契約法が施行され、介護サービス契約にも消費者契約法が適用になり、2005年（平成17年）4月からは高齢者虐待防止法が施行され、2006年（平成18年）4月からは公益通報者保護法が施行されています。さらに2007年（平成19年）には老人福祉法も改正されています。
- (3) 日弁連高齢者・障害者の権利に関する委員会では、2000年3月に「介護保険サービス契約のモデル案」を発表しました。このモデル案は介護保険法の300に及ぶ政省令を「にらみ」ながら（モデル案作成時に未だ制定されていなかった政省令、通達があった）作っていますが、2000年4月の施行に合わせて作った面もありますので、不十分な点がないわけではありませんでした。

2. 改訂にあたって

- (1) 今回の改訂は前述した介護保険法や関係法令の改訂を受けて、作成されています。そのうえで契約書の本文に利用者の権利を明文で定めたこと、並びに利用者の自己負担分（実費分を含む）を可能な限り、わかるようにしたところに特徴があります。要介護状態等の利用者は高齢で心身に多くの難があり、長文の難しい内容の契約書を容易に理解するには難があります。そこで、利用者には介護サービス契約上、どんな権利が保障されるべきであり、事業者や職員によって、その権利が如何に尊重されねばならないかの権利擁護の問題を契約文言上可能な限り、明記することにしました。また、高齢者虐待防止法の施行を受けて、虐待問題への対応を契約書上、事業者等に義務づけています。さらに利用料を

めぐって事業者との間のトラブルが発生しないよう、利用者負担を契約書上、明示しています。これらの定めは介護保険法の300の政省令のうち、利用者の権利に関する事項の多くは事業者の努力義務としていますが、本モデル案では可能な限り、事業者の義務として関係しています。

(2) ところで、介護保険法が施行されてから8年の状況をみると、措置の時に比べて介護サービスの利用者は著しく増加していますが、利用料負担の増加は低所得の人々の介護保険サービスの利用を難しくしているのが現状です。社会福祉を最も必要としている人は低所得の人であり、その人々へ厚い施策が国によって法律上なされねば何のための福祉かと問われかねません。その意味で、全ての国民が利用しやすい介護保険法にするには現在の低所得者「対策」のあり方には多くの検討課題があり、今後、憲法25条、憲法13条の趣旨を受け、誰でもが利用できる介護保険にするには、保険料や利用者の1割負担の減免などの法改正の必要があります。

(3) いずれにしても、医療と介護の問題は人間の生存に直結する問題であり、どのような政策と処遇がなされるかは国民的な関心事です。私達法律家は憲法13条の個人の尊厳と憲法25条の公的責任と公的費用負担の原則が国の社会福祉政策によってひとり一人の国民に実施され、事業者による介護が愛情をもって公平になされるべきと考えています。日弁連は2001年(平成13年)11月に奈良で、2005年(平成17年)鳥取の人権擁護大会に高齢者の介護等に関して決議(末尾の付録参照)をしています。さらに日弁連では毎年、弁護士、医師、社会福祉士、行政の職員、施設などの職員及び市民が集まって「権利擁護の集い」を開催しています。これまで大阪、仙台、名古屋、福岡、横浜、札幌で開催しています。本モデル案は前記の日弁連の2つの決議及びこれまでの権利擁護の集いの成果を反映して作成しています。本モデルの利用を期待します。